

写

金 検 第 3 7 6 号
平成 15 年 7 月 29 日

検査監理官
統括検査官
特別検査官
専門検査官
金融証券検査官

） 殿

金融庁検査局長 佐藤 隆文

「金融持株会社に係る検査マニュアル」について

金融検査については、平成10年に「新しい金融検査に関する基本事項について」（蔵検第140号）を定め、自己責任原則の徹底と市場規律とを基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を図ってきているところである。このような考え方に沿って、平成11年には「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」、平成12年には「保険会社に係る検査マニュアル」、平成13年には「証券会社に係る検査マニュアル」、平成14年には「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」及び「システム統合リスクに係る確認検査用チェックリスト」を定めた。これにより、金融当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立のみならず、金融機関等の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立を図っているところである。

これらの基本的考え方に則り、今般、金融持株会社について、検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理したマニュアル（以下、「金融持株会社に係る検査マニュアル」という。）を別紙のとおり定めたので、金融持株会社の検査に当たっては、本マニュアルを適用されたい。なお、金融持株会社傘下の銀行、保険会社及び証券会社の検査を実施するに当たっても、本マニュアルを踏まえた検査を実施されたい。

金融持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その態様の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。また、現実に存在する金融持株会社グループの形態は、グループによって区別であり、その結果、グループにおける管理態勢や金融持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。

本マニュアルは、こうした金融持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本マニュアルの内容の全てを各々の金融持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。

したがって、本チェックリストの適用に当たっては、チェック項目に記述されている字義通りの対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である金融機関の業務の健全性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。

以上、基本的な考え方を踏まえ、検査官は、まず、金融持株会社グループの実態を十分に把握したうえで、本チェックリストを活用しながら、金融持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要があり、立入検査に際しては、金融持株会社と十分な意見交換を行う必要がある。